平成１７年（排）第２号

排　除　命　令　書

那覇市大道５番地の１
学校法人石川学園
同代表者　理事長　石川　正一

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　学校法人石川学園は，同法人が経営する大育公務員養成学校の国，地方公共団体等の職員を採用するための試験の受験対策用に開設した各種講座の受講生募集に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１６年３月１７日付け沖縄タイムス及び同日付け琉球新報に掲載した広告において行った，平成１５年度において，当該講座を受講した者のうち８８パーセントの者が国，地方公共団体等の職員を採用するための試験の第一次試験に合格したかのような表示及び同広告に氏名を記載された延べ５１名の者すべてが当該講座を受講して国，地方公共団体等の職員を採用するための試験の第一次試験に合格したかのような表示は，それぞれ事実と異なるものであり，かかる表示は，当該講座の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　学校法人石川学園は，今後，大育公務員養成学校の国，地方公共団体等の職員を採用するための試験の受験対策用に開設した各種講座の受講生募集に関し，前項の表示と同様の表示を行うことにより，当該講座の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

3　学校法人石川学園は，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　学校法人石川学園（以下「石川学園」という。）は，肩書地に主たる事務所を置き，那覇市において「大育公務員養成学校」と称する各種学校（以下「大育公務員養成学校」という。）等を営む事業者である。

2　石川学園は，大育公務員養成学校において国，地方公共団体等の職員を採用するための試験（以下「公務員採用試験」という。）の受験予定者である一般消費者を対象として公務員採用試験の受験対策用の各種講座（以下「公務員採用試験対策講座」という。）を開設している。

3 (1) 公務員採用試験の受験対策用の講座を開設している事業者の中には，その受講生募集に関し，自らの講座を受講した者のうち公務員採用試験に合格した者の数，その比率等（以下「合格実績」という。）を自らの受験指導の実績として新聞広告，パンフレット等に表示している者があり，これら事業者が示す合格実績は，一般に，公務員採用試験の受験予定者が事業者を選定する際の重要な要素になっている。

(2) 石川学園は，年間を通じ，新聞広告において，大育公務員養成学校の公務員採用試験対策講座の受講生募集に関する表示を行っている。

4　石川学園は，大育公務員養成学校の公務員採用試験対策講座の受講生募集に関し，平成１６年３月１７日付け沖縄タイムス及び同日付け琉球新報にそれぞれ掲載した広告において，「入学願書受付中！」と記載の上，「平成１５年度公務員試験合格率８８％の実績！」と記載し，「平成１５年度公務員試験一次合格者」と題して，延べ５１名の氏名を記載することにより，あたかも，平成１５年度において，大育公務員養成学校の公務員採用試験対策講座を受講した者のうち８８パーセントの者が公務員採用試験の第一次試験に合格したかのように表示し，また，同広告に氏名を記載された延べ５１名の者すべてが当該講座を受講して公務員採用試験の第一次試験に合格したかのように表示しているが，実際には，平成１５年度において，当該講座を受講した者のうち，その３分の１程度の者が公務員採用試験の第一次試験に合格したにすぎず，当該講座を受講した者のうち８８パーセントの者が公務員採用試験の第一次試験に合格したという事実はなく，また，同広告に氏名を記載された延べ５１名の者の中には，当該講座を受講して公

務員採用試験の第一次試験に合格したとはいえない者が延べ９名含まれており，延べ５１名の者すべてが当該講座を受講して公務員採用試験の第一次試験に合格したという事実はなかった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，石川学園は，大育公務員養成学校の公務員採用試験対策講座の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１７年２月２５日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　小　林　　惇

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄